

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



最近では、自分の希望を家族に伝えるためや、相続争いを避けるために遺言書を作成する人もいるみたいだけど、作成した後の遺言書は皆どうやって保管しているのかな？新しい制度が始まるらしいので見てみよう！

Q 私は先日、民法の規定に基づき自筆証書遺言を作成しました。私が死亡したら今回作成した遺言書のとおり相続手続きを進めてほしいのですが、遺言書をどのように保管すべきかを悩んでいます。自宅に保管した場合、紛失してしまうかもしれませんし、相続人が遺言書の存在に気が付かない可能性もあります。遺言書を相続人の1名に託すことも考えましたが、その相続人が遺言書を破棄するかもしれませんし、ちゃんと保管していた場合でも他の相続人から、改ざんしたのではないかと、何故その相続人に預けたのか、など変な疑いや憶測を生むかもしれないと危惧しています。何かいい方法はありませんでしょうか？

A 令和2年7月10日から、法務局で自筆証書遺言を保管する制度が始まります。この制度を利用することにより、遺言書の紛失や、相続人等による破棄・隠匿・改ざんを防止することができます。また、相続人も遺言書を発見しやすくなります。

<解説>

1 自筆証書遺言とは

遺言書は、民法により形式や要件が定められており、それらを満たさないものは、たとえ遺言者の意思が確認できたとしても、遺言書としての法的効力はありません。

今回相談者の方が作成した「自筆証書遺言」のメリットは、遺言者一人で作成することができるため手軽であること、遺言書の存在や内容を知られずに作成できること、費用がかからないことなどが挙げられます。

デメリットとしては、相続人が遺言書の存在に気が付かない可能性があること、紛失や隠匿、改ざんなどの恐れがあること、遺言者の死亡後に家庭裁判所において、「検認」という手続きが必要になることなどが挙げられます。（「検認」とは、相続人に対し、遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。）また、専門家に依頼・相談することなく自筆証書遺言を作成した場合、遺言書が法律に定められた要件を満たしておらず無効である場合や、遺言書の記載や表現が不明瞭であるため遺言者の意思を正確に把握できないこともあり、遺言書の効力をめぐって相続人間で争いとなる場合も少なくありません。

2 法務局の自筆証書遺言保管制度

法務局での自筆証書遺言保管制度（以下、「本件制度」といいます。）の開始前は、作成した遺言書は遺言者が任意の方法で保管するしかありませんでした。

遺言書には、「自筆証書遺言」の他に「公正証書遺言」や「秘密証書遺言」などがあるよ！



しかし、本件制度が開始する令和2年7月10日以降は、公的機関である法務局に遺言書の原本を保管してもらうことができます。法務局は、遺言者から預かった遺言書の原本を保管するとともに、遺言書の内容を画像データとして保管します。遺言書を法務局に保管した後でも、保管を取りやめたり、遺言書の内容を書き換えて再度保管し直したりすることも可能です。

遺言者の死亡後は、相続人・遺言執行者・受遺者等は、遺言書保管所となっている全国どこの法務局でも保管されている遺言書の内容を確認し、証明書を取得することができます。また、本件制度を利用する場合には、家庭裁判所の検認は不要とされています。

なお、自筆証書遺言は必ず本件制度を利用しなければならないわけではありませんので、従来通りご自宅等で保管していただくことも可能です。

3 注意事項

本件制度において、法務局はあくまで遺言書を『保管』するだけであり、日付および遺言者の氏名の記載、押印の有無、本文部分が手書きで書かれているか否か等、外形的な確認をしますが、内容については一切関知しません。よって、法務局が遺言書の作成に関する相談に応じることもありませんし、保管時に遺言書の記載内容を審査することはありません。本件制度を利用しているからといって、遺言書として有効である、記載内容に問題がない、というわけではありませんのでご注意ください。

遺言書の記載内容をどのようにするかは、専門家に相談しないと遺言者が意図した通りの効果が生じないことや無効となってしまうことがありますので、お近くの司法書士にご相談いただきますようお願いいたします。

この制度を利用するには、遺言者本人が法務局に出頭する必要がありますよ！



7月10日以前に作成した遺言書でも保管申請することが可能なんだね！！

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない
- 親族が認知症で困っている
- 新しく会社を設立したい
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 相続問題はもうしたらいいのかわからない
- お金のトラブルで困っている
-など

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は **不要** です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
- ※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は

- 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …毎 週（火・金）14時～17時
- 〈浜松会場〉 浜松市福祉交流センター…毎 週（木）14時～17時
- 〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎 週（火）14時～17時
- 〈下田会場〉 下田市民文化会館 …毎月 第3（金）13時～16時
- 〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月 第1（水）13時～16時
- 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月 第1（水）13時～16時

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、当面の間、面談相談を中止しております。